

足立区男女共同参画推進委員会会議概要

会 議 名	令和4年度 第7回 足立区男女共同参画推進委員会		
事 務 局	地域のちから推進部多様性社会推進課		
開催年月日	令和5年3月27日（月）		
開催時間	午後2時00分 ～ 午後3時52分		
開催場所	L・ソフィア 3階第3・4学習室		
出席者	【委員】		
	石坂 督規 委員長	片野 和恵 副委員長	徳永 裕文 委員
	小島 まゆみ委員	平井 有希子委員	橋本 優 委員
	小川 節子 委員	山下 友美 委員	田中 孝子 委員
	亀田 彩子 委員	佐藤 英二 委員	新井ひでお 委員
	長澤こうすけ委員	水野あゆみ 委員	
	【事務局】		
	松本 令子 多様性社会推進課長	三堀 事業調整担当係長	
	秋谷 男女共同参画推進係主任	星屋 男女共同参画推進係主任	
	梶原 男女共同参画推進係主任		
	【傍聴者】3名		
会議次第	<p>1 前回（1／26開催）委員会のふりかえり</p> <p>2 男女参画プラザ講座業務委託に関する3月期評価（下半期）</p> <p>3 第8次男女共同参画行動計画（案）、公的表現ガイド（案）について</p> <p>4 事務連絡</p> <p>（1）来年度の委員会（予定）について</p> <p>（2）その他</p>		

<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1：令和 4 年度第 6 回男女共同参画推進委員会（1 / 2 6）の 要点 ・資料 2：男女共同参画に関する委託講座評価の流れ ・資料 2－1：令和 4 年度足立区男女参画プラザ委託講座開催一覧表 （下半期評価分） ・資料 2－2：令和 4 年度足立区男女参画プラザ講座委託事業実績報告 書（下半期分） ・資料 2－3：男女参画プラザ講座評価基準 ・資料 2－4：男女参画プラザ講座評定表 ・資料 3：第 8 次男女共同参画行動計画（案） ・資料 4：あだち公的表現ガイド（案） ・その他 1：令和 4 年度第 6 回男女共同参画推進委員会（1 / 2 6） 会議録
<p>そ の 他</p>	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

**2 男女参画プラザ講座業務委託に関する
3月期評価（下半期）**

（松本課長）

それでは、定刻になりました。

皆様、こんにちは。よろしくお願ひいたします。

今年度最後となります令和4年度第7回足立区男女共同参画推進委員会を開催いたします。

司会は、本日も多様性社会推進課長の松本が行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

本委員会は足立区男女共同参画推進委員会の規則第4条に基づきまして、委員の半数以上のご出席がなければ会議を開くことができませんが、本日は委員16名に対しまして、現在13名となっておりますので、有効に成立をしております。

なお、同規則の第5条によりまして、当委員会は公開となっております。本日の傍聴人は3人です。

あわせて、同規則第7条によりまして、会議録作成のため会議の内容を録音させていただきます。皆様のご発言につきましては、ご確認いただいた上でホームページ等で公開いたします。

なお、前回の議事録は、後日お配りしていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここから石坂委員長に進行をお願ひいたします。

（石坂委員長）

石坂です。よろしくお願ひいたします。

年度最後ということでもありますし、恐らく2年任期ということですので、委員の皆さんもこれが最後と、一旦ここで区切りの日ということになります。

本日は、これまで計画であったり、表現ガイドであったり、皆様にご意見をいただきましたけれども、まず先に、委託講座の評価、こちらをお願ひしたいと思います。ですので、こちらを前半でやっていただいて、後半、また皆様からご意見をいただく場を設けたいと思ひます。

それでは次第に沿って進めてまいります。

前回の振り返りはそちらのほうでやるとして、まずは次第2から先にいきます。委託講座の評価についてです。事務局からお願ひします。

（松本課長）

では皆様、お手元の資料2、男女共同参画に関する委託講座の評価の流れ、今回初めて評価をされる方もいらっしゃると思いますので、改めて内容についてお話しさせていただきます。

まずこちらで今回評価する委託講座ですけれども、第7次足立区男女共同参画の行動計画に基づいて、区が委託した事業者が年間約20本の講座を実施しております。

評価は年2回ございまして、前半につきまして10月の推進委員会で実施済みでございます。

今回は下半期の評価ということで、9月以降の講座について、後ほど担当から講座の内容等を説明した上で、皆様に資料2-4の評定表に直接点数をつけていただき、本日中にこちらの点数を集計、皆様に公表するという流れになります。

まず、2の評価、推進委員会でこの認定表を作成いたします。

3番の総合評価表は、資料2-4の評定表を基に、事務局で集計するものです。後ほど計画案などのご報告後に再度、集計結果の発表という流れにいたします。

本委員会終了後、事業者へ評価結果を通

知いたします。評価はA B C D Eという形で、Eがついてしまうと次年度の委託継続ができなくなるというものです。10月に上半期の評価結果をふまえ、次年度の契約をする流れです。例えば今回Eがついた場合は、ひとまず令和5年の契約は続きますが、次回上半期評価でEがつくと契約期間が残っている場合でも次年度更新ができません。また、2回の評価で続けてD判定になると、次の契約更新はできません。

最長で3年間の委託のため、令和5年が3年目となります。令和4年度上半期の評価では継続という評価になりましたので、令和5年も同じ事業者と契約ということで進めております。

今回の下半期の評価については、講座内容や集客率などを後ほど見ていただき、点数をつけていただければと思います。

ここからは担当から各講座について説明いたします。よろしく願いいたします。

(秋谷主任)

皆様こんにちは。多様性社会推進課講座担当の秋谷と申します。よろしく願いいたします。座ったまま失礼させていただきます。

本日、皆様のお手元に、資料2-1と資料2-2というのがございます。こちらはA4の横のサイズの資料2-1とA3の横のサイズ、資料2-2、こちらを一旦お手元にご用意いただければと思います。これに基づいて説明させていただければと思います。

A4横の資料2-1については、講座、下半期の一覧のほうを載せてございます。

そしてA3横については、その一覧表と、再掲の部分もございますけれども、これに対して集客率であったり、満足度の評価、多様性推進課の意見ですとか、最終的な評

価の件数などを記載しております。こちらをお目通しいただきながら、ご説明させていただければと思います。

それぞれ一つずつの講座について説明させていただきます。

では初めに、9番の講座から簡単に説明させていただきます。

(梶原係員)

9番、せまりくる首都直下地震！? 「避難所を舞台にした講談&講演」についてです。

こちらにつきましては、発災時だけではなく、平時の備えや、避難生活、復旧・復興時等、長期的な視野で日頃から災害について考えることを目的として実施いたしました。

参加者からは、講談については、臨場感があり、決して楽しい話ではなかったが、引き込まれた。講演については、講談の解説のほか、避難所を運営した実体験の話があり、とても分かりやすかったなどの感想があり、参加者の満足度も高く、事務局として評価5といたしました。

(松本課長)

チラシも、この講座について添付しておりますので、参考にさせていただければと思います。

(秋谷主任)

続きまして、表一覧の10と11、こちらが、ダンスワークショップ「Break the Chain」暴力の鎖を断ち切ろう! という講座でございます。

こちらについては、2回連続講座になっておりまして、「Break the Chain」というダンスがございまして、こちらは世界の暴力防止キャンペーンのテーマダンスということで踊られているダンスでございます。

こちらは、募集の際に、このダンスとい

うのは何ぞやというところで、それ自体の周知が必要だということがございまして、なかなか集客には結びつかなかったところという部分がございますが、実際に参加いただいた方々に、この講座の趣旨を理解していただいて、こういうダンスなんだと、踊りやすいダンスなんだ、いろいろなジャンルの方も踊れるダンスなんだというのを分かっていたらいいねとか、そんなような評価を得て、非常に内容としては充実した講座になったということがございます。

このダンスを覚えるほかに、併せてDVの講座のほうも簡単に分かりやすく説明が入りましたので、内容的には高い講座、集客については若干弱い部分がございますが、事務局としては5という評価をさせていただいております。

(松本課長)

ちなみに、皆様のお手元に、講座で使った資料も、パワーポイント資料もお手元にお配りさせていただいております。

(梶原係員)

続きまして12番、～ゆらぎ世代のあなたへ～輝く未来のために今できること。このゆらぎ世代というのは、更年期世代の方へというような意味になります。

一人一人が自分らしく、安心して心豊かに暮らしていくため、ライフステージや個性にあった心身の健康維持、増進を目指すことを目的として実施しました。

月経トラブルや更年期など、ライフステージを通して、女性の健康と権利について講演がされました。

参加者の方も熱心にメモを取るなど、講師の方の話に耳を傾けており、参加者の満足度も高く、こちらも事務局として評価5といたしました。

続きまして13番、14番、ココロとカラダのセルフディフェンス。こちらについては2回連続の講座となっております。

講座全体としては、DV防止というテーマの下に、講義を交えながらヨガや護身術で体を動かしていただくということを目的として実施いたしました。

ヨガ編につきましては、セルフマッサージやヨガを通してリラックスした時間を過ごすことができた、また他人との距離感についても学ぶことができたとの感想がありました。

2回目の護身術編については、護身術、自分自身の身の守り方を学べたのはもちろんだが、心も元気になったとの感想をいただきました。

こちらは2回とも参加者の満足度がとても高く、事務局として評価5といたしました。

(松本課長)

この講座は2本とも申込みが定員の倍、40人近く、人気のあった講座です。

(梶原係員)

続きまして15番、シングルママ・パパ&キッズに贈るクリスマス企画ということで、こちらはシングルファミリーを限定にした講座となっております。日頃忙しくしてゆっくり買物などすることができないママやパパには、プロスタイリストによる洋服のコーディネート、子どもに向けてはクリスマスリースづくりを実施いたしました。

親と子がそれぞれ別の空間で体験や経験を積むことを目的として実施いたしました

子どもたちは思い思いに様々なパーツを組み合わせて、オリジナルのクリスマスリースを作成していました。

また、ママたちからは、自分に似合う洋

服が分かった、少しの間でも子どもと離れてリフレッシュすることができてよかったとの感想があり、こちらも満足度が高く、事務局として評価5といたしました。

(秋谷主任)

続きまして16番、高校教師が語る「性的マイノリティーのリアル」でございます。こちらはLGBTの啓発という形の講座でございます。

この講座の特徴としまして、講師が性的マイノリティーの当事者、かつ現役の高校教師の方をお招きしてという形で行った講座でございます。

経験に基づく内容で、大変理解しやすく、受講者の心に響いたというような講座でありました。

参加者からは、当事者からの意見とかお話というのはなかなか聞くことができないというような形で、そのようなご意見をいただいたところでございます。

また、これによって、当事者が自分の周りにもいるんじゃないかというような意識を持つきっかけになったというような意見もいただいたところでございます。

評価については、講座の開催時期等で加点がつかないところもございましたので、評価4という評価をさせていただいております。

続きまして17番、パートナーとのコミュニケーションのズレから気づくDVのサインでございます。

こちらについては、お互いに尊重し合える関係をつくるためにということで、何かパートナーに言いたいことがあるのに我慢しているですとか、そういったコミュニケーションのずれからDVの発端になるのではないかとということで、それに気づくために、お互いに相手も自分も大切にするとい

うのに気づいていただくという講座でございます。

こちら、アサーションという手法がございまして、主にアサーションという手法を学んでいただくという講座でございます。

これを学んだことによって、今までの考えとか言動を振り返るいい機会になったのではないかとというようなお話をいただいております。

ただ、なかなか実践にまで踏み込んで、時間的な配分でやれなかった部分がありまして、実践もできたらよかったというような意見もいただいたところでございます。

というところで、事務局としては、4点という評価をさせていただいております。

続きまして18番、モラハラ、DVから自分を守る女性のための法律知識でございます。

こちらについては、実際に離婚を考えていた方であったり、そういった方の複数参加がありまして、ニーズの非常に高い講座であったという形で判断しております。

先生には相談ケースに基づいたお話をいただいて、大変分かりやすい内容でございました。

参加者は、なかなかモラハラかどうか分からなかった部分というのも、この講座を受けて知識がついたということで、受講者については大変参考になった講座ではないかなと思っております。

ということで、事務局のほうでは、5点の評価をさせていただいております。

(松本課長)

女性向けの法律講座が毎年人気の高い講座となっております。

(梶原係員)

続きまして19番、「産後パパ育休」「パワハラ防止」義務化への対応です。

こちらにつきましては、2022年に法改正が実施された育児介護休業法改正を中心に、産後パパ育休制度やパワハラ防止規定について、内容の理解、及び就業規則の改定の必要性、企業としてワーク・ライフ・バランスを推進することを目的として実施いたしました。

中小企業が取り組まなければならない法改正の内容が網羅されており、受講者には有意義な内容だったと思われまます。

一方で、内容を盛り込み過ぎてしまったために、最後が若干駆け足となってしまったところが残念で、内容についての受講者の満足度はとても高かったのですが、開催日ですとか、時間配分について、改善を希望する声があり、事務局としては評価4といたしました。

(秋谷主任)

続きまして、最後、20番、シングルファミリー限定「人気メニューde弁当づくり」でございます。

こちらにつきましては、ひとり親家庭を対象にした講座でございます。こちらは、親子そろって料理をする環境がなかなか、家では大きなキッチンがなかったりとか、そういったことがあるかということで、今回のような場の設定をいただいたということで、大変好評で満足度も高かった講座でございます。

これも特徴としまして、講師に、ギャラクシティで行っている子ども食堂のたべるばさんのほうにお願いしまして、そういった形で区内で連携した形での講師をお呼びして実施した講座でございます。

これでこの講座後も地元の子どもの食堂とつながるような感じで、参加者の方には、子ども食堂の情報とかを提供することで、ひとり親家庭の方は有意義な情報を得るこ

とができたのではないかとということで評価しております。

こちらについては、事務局は5点の評価をしております。

雑駁ではございますが、以上で一覧に基づいた講座の評価のご説明でございます。

先ほど課長からもご説明があったんですけども、こちら講座に関するチラシがお手元にカラーのものがございますのと、あとは白黒A4横になりますが、各講座で参加者に配られた資料、パワーポイントとか映像で投影された資料をお手元につけてございますので、こちらをお目通しいただいて、これから評価していただく参考にしていただければと思っております。

(松本課長)

皆様、今説明が駆け足だったかと思いません。これからお時間を10分ほど取りますので、内容を確認しながら評定表のご記入をお願いします。

ちなみに、評価基準につきまして、資料2-3というのが参考になるかと思しますので、こちらと一緒にご覧になっていただければと思います。

(石阪委員長)

もしご質問があれば。

(佐藤委員)

このいただいていたアンケートの結果だとか、感想とか意見はたくさんあるんですけども、これは多分全てではないと思うんですけども、事務局さんのほうで取捨選択されているのか、またはもしもっとあるのであれば、全部こういった、ぱっと出すんじゃなく、エッセンスだけ出していただいたほうが分かりやすいかなと私は思いました。

以上です。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

こちらは事務局、いかがでしょうか。

(秋谷主任)

おっしゃるとおり、アンケートというのは個別に取っておりまして、その中で、こちらの実績報告書に上げられているのは、その中のエッセンス、主要な部分を上げさせていただいているところでございます。それに基づいて委託事業者の意見、多様性社会推進課の意見ということでエッセンスを掲載しております。

(佐藤委員)

ありがとうございます。

(石阪委員長)

ですから、全てではないということですね。幾つかピックアップして、主立ったものを載せている。重複したものは省いていると。

ほか、何かご質問は。

これから評価もいただくんですけども、5、4、3、2、1と評価はありますが、こちらのほうも大丈夫でしょうか。皆さんには、丸をつけて提出いただくことになるんですが。

(秋谷主任)

補足ですけども、ちょっと紛らわしかったかもしれないですが、事務局では一つの講座に先ほど説明した評価をつけておりますけれども、皆さんに評価いただくのは講座全体としての評価ということで、この資料2-3の評価基準に基づいて5段階で評価していただくという形になります。

(石阪委員長)

事務局評価のほうは1個1個、全て5段階で評価していますが、皆さんはこれを全てトータルして、この講座全体評価が幾つだったかということになります。

ですので、一つ一つではなくて、全体の

評価をお願いしたいということですね。

(小川委員)

評価のことではないんですけども、16番の実施講座名のところで、「高校教諭が語る」となっておりますが、これは利用者の意見のところでも、「高校教師の講師の話は」となっておりますね。統一されたほうが。

(石阪委員長)

これは間違ったそうです、誤植。

(小川委員)

誤植ですよ。

(石阪委員長)

そういうことです。間違いです。

(小川委員)

あえて分からない言葉を刷り込んだのかと思いました。

(松本課長)

申し訳ございません、誤植です。

(小川委員)

単なる誤植ですね、分かりました。

(石阪委員長)

今回の場合、2つほどZoomでの、オンラインの講座がたしかありましたね。ですので、それ以外は、全部対面で行っています。16番と19番の2つについてはオンラインで行ったということになります。

(松本課長)

ちなみに19番の講座については、育児介護休業法などの法改正に合わせ、企業へ周知してもらいたい内容を追加していただきました。

(片野副委員長)

質問なんですけれども、16番のほうは今、Zoomというふうにお聞きして、Zoomなのに定員が20というのはどこから来たのかなと、少し。多くの方でもよろしかったんではないかと思ったんですが。

(秋谷主任)

一定の講座の基準としておおむね1講座20名程度という委託の仕様になっておりました、おっしゃるとおり、その講座によって多少前後があってもよろしいんですけれども、当然、申込みがあれば受入れ可能な範囲まで受け付けさせていただきたいというものもございましたが、今回は20人ということにさせていただきました。

また一遍に、質疑応答とかそういったところもあつたりも含めまして、あまり多過ぎてともいうことも考慮して、20人という形にさせていただきました。

(石阪委員長)

恐らくZ o o mでも、一方的に流すウェビナーみたいなものだったらもっと多くも多分可能だと思うんですね、極端にいうと100人でも200人でもいいんですけれども、恐らくZ o o mだと、その後に質疑応答とか、場合によってはグループワークのようなことをもしやるということになると、ある程度人数が絞られてくるのかなと思います。

今回の場合は、ウェビナーではなくて、いわゆるZ o o mでやったということですから、場合によっては顔を出しながら、コミュニケーションを取りながらということもあつたので、人数が恐らく20人ということになったんだろうと思います。

(秋谷主任)

委員のご意見を踏まえて、またその辺の部分で、今後の運営に生かしていければ。

(石阪委員長)

また今後、本当に一方的な講義であれば、多くても大丈夫ですから。

(秋谷主任)

今回は初めてのケースで、Z o o mをやって経験が浅いもので、ちょっとやらせて

いただきました。

(松本課長)

もし、既に評価表をご記入済みの方がいらっしゃれば、事務局が回収にまいります。

現在パブリックコメントの最中ですが、表現ガイドについての意見がほとんどです。

(石阪委員長)

13ページですね。表現ガイド(案)の13ページにある乳がん検診のポスターに対するご意見、ご批判。

(松本課長)

区としては、これが不適切ということで掲載しているわけではなく、こういう事例があつたということで掲載しているものですが、不適切と言っているように見えるというご意見です。

(石阪委員長)

下にも説明が書いてあるとおり、このポスター、実は一部の外部機関の掲載基準に合わずに掲載が実際にできなかったということがありました。ですので、チェックをしてくださいという、そういうような、区としてはご提案だったんですね。これが別に駄目だと言っているわけではなくて、実際にこれで駄目でした、こういうケースがありましたのでということです。

それで新しいほうの乳がん検診、右側のほうに変わったということですね。

それでは、結果については、今集計中ということで、その間を利用して、議事のほうを先に進めてまいりたいと思います。

1 前回(1/22開催)委員会のふりかえり(石阪委員長)

次第でいうと、ちょっと前に戻りますけれども、前回委員会の振り返りから進めていきたいと思います。これはお手元資料1になります。

前回、皆さんに第8次の行動計画（案）、それと先ほどありましたあだち公的表現ガイド、こちらについてご議論、ご意見をいただきました。

計画についてですけれども、上から順にいきますが、（1）用語説明については、例えばコラム等で説明していくのがよいだろうと。横文字が結構たくさんありましたので、そのあたりは分かりやすい表現を、どこかで入れて説明していく。

それから働き方改革について（2）ですけれども、こちらはいろいろ皆さんにご意見をいただいたんですが、長時間労働について、皆さんからかなりご意見がありました。これはどう是正していくのか、そうしなければ、なかなか子育てに時間を振り向けるのは難しいんじゃないかというご意見であったり、あとはこの指標をどうするか。なかなか足立区として独自の指標というのはありませんので、長時間労働で、これだけ縮減しました、減りました、いろいろなところが取り組んでいますというものをどうやって指標化するのかというところは一つ課題になるだろうということです。

それからもう1点としては、リモートですね。これはかなりカウントの仕方が難しくなります。むしろ労働時間が延びたのか、短くなったのか、この辺も今後どういう形でこれを精査していくのかというところも課題ということになります。これはや国や都の調査結果を待ちたいというところだと思います。

それから各国の比較であったり、それから意識そのものを変えていく、働く人の意識を変えていく、そういったところが盛り込まれているとよいのだろうと、こういうご意見です。

それから男女平等について、これは委員

さんの考えにもよるんですが、5対5にすることが目的なのではないと。実質的な平等とは何なのか、これをやはり考えていく必要がある。これは恐らく委員さんとか、審議会等の委員とか管理職、これを平等にすることが目的なのかどうかということに対してのご意見だったのかな。5対5にするのではない。平等とは何か、こういうことが大事ですよと。これもご意見ですね。

それから4番目、苦情処理手続について。これは、苦情処理手続の運用や活用、これを盛り込んでいくのはどうかということですね。これはなかなかいろいろな苦情処理が出てくるだろうと。これを制度としてきちんと位置づける。

それから5番目は、これは足立区の課題の一つでもありますけれども、困難を抱える女性の支援法について、これは令和6年から施行されると。この計画が関連計画として位置づけられるということになります。ですので、それについてのご意見。

そうなってくると、法の中身を計画の中に入れていくことも大事であると。こちらの計画が先行してできるわけですけれども、そのあたりの、むしろこちらが先にできるので、その辺を注意していただきたいということ。

それから次のページで、今度は先ほどあった公的表現ガイドですけれども、これも皆さんにいろいろ意見をいただきましたが、この場では、ネガティブな意見はあまりなかったと記憶しています。むしろこういったものを自治体がちゃんと指標として作り、それを庁内で徹底し、皆さんのご意見でいうと、企業や民間でも、これを配って、それをご活用いただきたいと、このような意見が多かったと思うんですけれども、一つは表現の自由の問題。

先ほども課長のほうからお話があったとおり、例えば表現、漫画とかアニメとか、そういう中でこういうものを規制するのはどうなのかと、こういうご意見があるということですから、その表現の自由とのバランスの問題ということにもなるんですが、ただ、これはちょっと表現の自由という問題にしてしまっているのかという問題も私にはあります。

これはかなり、実はご覧になって不快に思う方がいる、あるいはこれで差別を助長する、そういった表現については、やはり行政として一定のガイドラインをつくるということは私は必要だと思っていますので、これは足立区のみならず、ほかの自治体でも今こういうのがどんどんできている状況ですから、その流れに則して、足立区もこういったものをつくったということになります。

また、これは皆さんからご意見をいただきたいと思っています。

最後が年次報告書ですが、こちらについて、先般、私のほうで区長のほうに対して年次報告書をお持ちして、ここでの議論のプロセスをいろいろ説明させていただきました。

区長としても、この8次の計画と、この特に足立区の公的表現ガイド、こちらについては、かなりすばらしいものできているということで、これはぜひ区として進めていきたいというお話もいただきましたので、行政のスタンスとしては、やはりこういったものを活用しながら、男女共同参画を前に進めていこうと、こういう思いを強く私は受け止めましたし、また皆さんのこういったご意見もお話しさせていただきました。

ですので、今後、議会決定を経て、これ

がどうなるかということになるんですが、今日はこの公的表現ガイドと、先ほどの第8次計画、こちらは今ちょうどパブコメがまだ途中なんですね。30日がたしか締切りなので、今出てきているものを皆さんにご紹介しながら、実際、区民の皆さんの目線で見るときにどういうふうを感じるのかとか、あるいはそういったご意見、賛否も含めていろいろあると思うので、それをここでご紹介して、皆さんから改めてご意見を伺いたいと思います。

ただ、この委員会としては、こちらは出来上がっているというか、ある程度形になっているものですので、またこれ、パブコメを経て、最終的な見直しをします。そこからまた議会に上がって決定というプロセスになると思うんですけども、どこまで皆さんのご意見が反映させられるかどうか分からないんですが、なるべくこの委員会で出てきたこと、これを含めて最終的な案に持っていきたいと思いますので、今日は時間がありますので、また皆様からいろいろご意見をいただければと思います。

ここまでが振り返りですけれども、よろしかったでしょうか。

そう考えると、今年、特に1年間、この男女共同参画の委員会、かなり盛りだくさんでした。例年はどちらかというと進捗管理が多いんですが、今回の場合は計画をつくりました、公的表現ガイドについてもご意見をいただきました、様々なことができましたけれども、本日が一応、議論する場としては最後になりますので、皆様から何かご意見をいただければと思います。

ここまでよろしいでしょうか、振り返りですが。

それでは集計はまだもう少しばかり時間がありますので、次第のほうを先に進んでい

きたいと思います。

3 第8次男女共同参画行動計画（案）、 公的表現ガイド（案）について （石阪委員長）

3番目です。第8次男女共同参画行動計画（案）、公的表現ガイド（案）について、こちらは事務局からお願いします。

（松本課長）

今、委員長からの振り返りにもありましたけれども、男女共同参画の行動計画（案）については、前回の委員会でも出てきた意見と、パブリックコメントでも出てきたものも含めまして、今日お配りした資料3の計画に少し反映いたしました。主に用語の解説のコラムを追加しております。16ページ、19ページ、20ページ、21ページ、49ページまで、隙間がある部分には横文字のコラムを、例えば31ページ、区の審議会に占める女性の割合のところ「クオータ制とは」や「ポジティブアクションとは」ということで、そのページに関する用語についても説明を入れたりというようなことをしております。

あと、前回出てきました男女別の仕事時間、8時間の関連時間のグラフにつきましても29ページに入れてございます。

ちなみに共働き世帯の仕事時間は国別に見ておりますが、前回お話が出ていたとおり、男性の無償労働時間を各国で比較しますと、著しく短い、41分、仕事が452分というのが28ページを見ていただくと分かります。

それ以外にも、35ページにジェンダーギャップ指数の2022年のグラフを入れました。19ページは「アウトティング」、LGBTに関しましてはこの言葉が人権問題としてよく出てくる言葉です。こういったことも追

加してございます。

他には、表紙に内容を何か説明する副題があるとよいというご意見がありましたので「ジェンダー平等社会の実現を目指して」を仮の副題として入れております。

あと、巻末の資料編に、こちらの計画の関連法、例えば配偶者暴力の法律ですとか、女性活躍推進法ですとか、あと困難を抱える女性への支援法なども併せて添付いたしました。そこが今回と前回と変わった部分でございます。

計画については、以上です。

（石阪委員長）

かなりコラムが充実しましたね。難しい言葉ですね、横文字を説明いただいて、それが分かるような形の表記ですね。それからデータについても、区として持っていないデータについては、やはり国のデータであったり、そういったものを活用してというご要望でしたけれども、幾つか入っています。例えば先ほどの男性の労働時間、これは有償労働に関していうと、圧倒的に長いわけですね、日本の男性は。家事労働、無償労働が非常に短いという、非常に特徴的なデータになっています。こういったものを入れていただいている。

あとは、皆さんもご存じのとおり、ジェンダーギャップ指数という、世界的な比較でいうと、日本は非常に下のほう。特に経済的な分野と政治的な分野ですね、この部分は非常に低いと、こういうところがデータとして盛り込まれています。

ですので、だんだんいろいろな重なって、中身が充実してきました。

最後に、説明があったとおり、タイトル、これはサブタイトルとして、ジェンダー平等社会の実現を目指してと、ジェンダー平等という言葉をごここにに入れていただいと。

この計画の趣旨を端的に示すものとして、この副題をつけさせていただいたと、これは事務局からのご提案ですけれども、まずこちらの計画のほうについて、皆様からご意見があればいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。どうでしょうか。

まだパブコメがそろっていないので、これからもう少し見直しがあるかもしれませんが、よろしいですか、こちらについては。

(松本課長)

ちなみに、パブリックコメントの中に、マイクロアグレッションという言葉も入れたほうが良いというご意見がありまして、それも用語説明として追加しました。

(石阪委員長)

入れていただいたんですね。

(松本課長)

はい。人権のところに入れてあります。初めて聞く言葉もあるかと思うんですけれども、20ページです。小さな攻撃という意味です。

アンコンシャスバイアスを理由としまして、人に小さな攻撃——本人は全然気づかない間に相手を傷つけているというような意味で使われます。LGBTでも使われる言葉です。

(石阪委員長)

ハラスメントでもよく使われますね。気づいていないんだけど、結果的に人を傷つけてしまうとか、差別につながると。

なかなか難しいですね、こう考えると。この5年間で、我々が認知した言葉がたくさん出てきますので、なるべく必要な用語については、こういうところに表記していただければと思いますので。

あとはよろしいですか、取りあえずこちらについては。

あとはパブコメの中で何かありましたか。主立ったご意見。

(松本課長)

今のマイクロアグレッション以外ですと、計画と公的表現ガイドを周知してほしいというようなご意見がございました。

(石阪委員長)

内容について、特に問題があるというようなご意見は。

(松本課長)

計画については、今のところご意見がありません。

(石阪委員長)

計画については皆さん、ご議論をいろいろいただきまして、パブコメの中でも否定的意見はほとんどなかったということです。むしろこれはせっかく、出すだけではなくて、次はどうやって周知するか、どうやって皆様に知っていただくか、こういったことが大事と、こういったご意見が主だったようです。

もう一つの表現ガイドのほうもいきましようか。

こちらのほうも少し説明をお願いします。

(松本課長)

表現ガイドにつきましては、前回と特に変更した部分はございません。

ご意見の中には、足立区の男女共同参画社会推進条例の9条が、全ての人に対して、公衆での表現についての努力義務を課しており、これが憲法で保障された表現の自由を萎縮させるおそれがあるというものがありました。

他には、先ほどの上半身の一部を強調したイラストを削除すべき、ほかの事例に置き換えるべきというものが来ております

その他、表現ガイドの名前について、現在は「あだち公的表現ガイド（案）」とな

っておりますけれども、これを足立区役所の情報発信表現における内部向けガイドとすべきだというご意見があります。民間事業者や区民を対象にするかのような表現は修正せよというご意見です。

(石阪委員長)

むしろここで出た意見とは反対ですね。

(松本課長)

そうですね。

(石阪委員長)

むしろ、民間でぜひ参考にしてもらいたいという思いで、つくったほうが良いというご意見をいただいたんですが。

いわゆる内部で完結するようなものにしてくれと、そういうようなご意見でしたね。

たまたま僕のところにあるんですけども、拝見すると、やはりこういうことがかなり書き込まれています。

一つは、やはり表現の自由の問題で、先ほど9条とありましたけれども、足立区男女共同参画社会推進条例というのがあるんですが、資料編の54、55のところの9条です。

(松本課長)

公衆に表示する情報というところを指しているかと思います。

(石阪委員長)

何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力を助長し、もしくは連想させる表現を行い、または過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。これはそのとおりだと思うんですけども。

(松本課長)

これが憲法に違反するというようなご意見、表現の自由で違反するという、そういうご意見が来ています。

(石阪委員長)

これ、徳永先生。

(徳永委員)

何ページですか。

(石阪委員長)

56ページ。

(徳永委員)

確かに結構微妙な問題だとは思いますが、表現の自由との関係では。

(石阪委員長)

やはり憲法違反。

(徳永委員)

憲法違反……、結論これが、じゃ、最高裁で判断されるときに、憲法違反になるということは考えにくいとは思いますが、これまでの知識や経験上。

というのは、あくまでこれは最後、末尾が「努めなければならない」とあって、これを法律上の用語で努力義務と呼ぶんですけども、努力義務ですから、これを一般国民、市民、区民に強制しているわけではないので、表現の自由の制約には当たらないと。だから憲法21条に定めた表現の自由の保障を制限するものじゃないということで、憲法違反そのもので問題には相当りにくいんだと思います。

ただ、もちろん努めなければならないとはいえ、足立区はこういうふうなスタンスを取っていますということは、事実上、やはり強い公権力が区民に対して、こうしてくださいというふうにお願いしている。それによって事実上の効果はあろうということはあるので、表現の自由との関係で微妙な問題を生むのは間違いないかなと思います。決して、その話が間違っただけを言っているとは言い切れない。

(石阪委員長)

なるほど。難しいですね。いわゆる憲法違反ではもちろんないだろうと、こういう

表記であれば。

(徳永委員)

結論はそう思います。

(石阪委員長)

努力義務ですから。ただ、内容としては、ある程度足立区が強制力を持って、表現の自由というものを制限するようにしなければならぬというふうに言っているわけですから、これを否定的に思う人がいて当然だし、なくしてほしいと思う方がいるのも当然だと、そういうご意見。

(徳永委員)

とは思いますがね。

(石阪委員長)

なるほど。なかなか難しいですね、この9条。

いかがでしょうか、橋本さん。どうですか、憲法違反。

(橋本委員)

いや、今、先生がおっしゃったように、努力義務という話になるので、直接制限しているものじゃないものについて、特に憲法問題ということは考えづらいんじゃないかなというふうには思っておりますが。

(石阪委員長)

やはり削除すべきものとして扱ったほうがいい。どうですか、そのあたり。削除したほうがいいというご意見もあるんですが。

(橋本委員)

どれを。

(石阪委員長)

9条。9条自体を。

(橋本委員)

9条そのものを削除。

(石阪委員長)

そうそう、これは要らないだろうと。

(橋本委員)

ただ、努めなければならぬという話に

なるので、そこは削除という話とはちょっと違うような気がしますけれども。削除までは要らないんじゃないかなと思うんですが。

(石阪委員長)

ありがとうございます。お二方とも、一応、憲法違反ではないというご意見ですね。

これはひょっとすると、パブリックコメントですから、恐らく回答しなければいけないと思いますので、このあたりはまず一つは法的なものと、もう一つは、これがどういう意味や意義があるのかということと併せて表記しなければいけないので、これはやはり必要なんですという区側のスタンスも併せて説明しないとイケないですね。

(徳永委員)

今した回答は、あくまでぱつと言われて回答したものなので、本当に何かアドバイス、助言が必要であれば、正式な……

(石阪委員長)

そうですね。恐らく正式な回答をせざるを得ないので、区としての。そのときにひょっとすると先生方にいろいろとご協力をいただくことがあるかもしれませんし。

(片野副委員長)

国とか都はどうなんですかね、こういう表現はないんですかね。

(石阪委員長)

私はこれは別におかしな表現だとは思っていないですし、特に削除する必要はないと思うんですけれども、よく読んでみると、公衆に表示する情報であるということですね、人に対して広くやる情報において、性別による固定的な役割分担——例えば女性のみ何か、子育ては女性がするものですか、そういうような表現ですね。

それからもう一つは暴力を助長するような表現ですね、こういうものはしていけま

せんと。

しかも連想させるような表現、または過度の性的な表現、これは過度の性的な表現ですね、こういったものを行わないように努めなければならない。

外す論拠がいま一つよく分からないんですけれども。なかなか難しいところですね、私はあっていいと思いますが、皆さん、どうですか。私が先に結論を言っちゃうとあれですけれども。

(徳永委員)

外す論拠というのは、法律の規定、いくら努力義務であったとしても、こういうのを公権力が制定することは、それなりにやっぱり区民に対しての強いメッセージになって、それは事実上、表現を萎縮させるよねと、それはいくら努力義務でも、憲法上の表現の自由の制約になって、それは許されないんじゃないですかという論拠は立ち得るんです。

(石阪委員長)

ただ、これはあくまで限定されていて、性別役割分業に関することと。

(徳永委員)

それも表現の一つ。

(石阪委員長)

暴力的な表現のということですね、性的な表現とか。

(徳永委員)

もちろん暴力的な表現であっても、性的な表現的であっても、それは表現の自由が及ぶ範囲内になるんですよね。ただ、その制約が合理性とされるかどうかの問題になっていくので、それが制限することが必ず憲法違反になるわけではないんですけれども、あくまで今お伝えしたのは、あくまで外すべき論拠として考え得ることとしてはということなので、そういう問題はありますよ

ということです。

(石阪委員長)

例えばですけれども、こういう表現が駄目とか、こういう表現はオーケーとか、そういう議論は成り立つと思うんですよ、いろいろと。

例えばこれで見ると、どこまでが性別役割分担に関するものなのか。

(徳永委員)

そこも一つ問題で、まさにどこまでの表現ならオーケーかは、この規定からは。

(石阪委員長)

そうですね、具体的には分からない。

(徳永委員)

非常に抽象的なんです。それは表現の自由と、いわゆる二重の基準みたいな感じなんですけれども、制限するには強い審査基準を乗り越えなければいけないみたいなのがあって、基本的に厳格に、厳しく正当かが判断されると言われるところなので、かなりセンシティブな規定ではあるんでということ考えられる。

だから、抽象的なほうがむしろ……

(石阪委員長)

僕もだから抽象的なほうがいいと思っていて。

(徳永委員)

それは表現の自由の関係でいうと、抽象的なほうが駄目なんです。

(石阪委員長)

そうなんですか。

(徳永委員)

はい。どこまで……

(石阪委員長)

細かくここまで駄目ですと、ここからオーケーですというふうにしてしまうと、それは逆に窮屈に思う方もいるかもしれないですけれども。

(徳永委員)

そこは考え方はむしろ、どこまでがオーケーで、どこまでがエヌジーなのかの判断が、一般の市民には分かりづらいので、規制が及ばないはずの範囲まで表現の萎縮効果を生むから、むしろ表現の自由に対する強い制約となって憲法違反になるという論拠に、どっちかという流れやすい。

(石阪委員長)

むしろ、だからこそガイドラインみたいなものが必要なんですよと。だから区として、こういったガイドラインをつくって、このような形で区としてはやっていきますというスタンスが成り立つわけですね、これは曖昧ですからね。

(徳永委員)

ガイドライン込みだと、規定から分からないことになっちゃうので。

(石阪委員長)

ガイドラインをつくる根拠ですね。これがあるからこそ、逆につくっていいということになるわけですよ。だから多分、否定される方は、この9条自体も取ってしまえということをおっしゃっているわけで、そうなってくると、9条がないとガイドライン自体は必要ないということになりかねない、そんなものをつくる必要はないんじゃないかと。

(徳永委員)

それとこれとはちょっと関係ない……

(石阪委員長)

この9条というのは、この表現を、過度の性的な表現を行わないように努めなければならない、そのためにはどういったものが過度で、どういったものが過度じゃないのかということ、ある程度区としてガイドラインをつくるという整合性はあるのかなと思ったんですけれども。ある種論拠に

なっている。

(徳永委員)

私がこれを否定しているわけじゃないんですけれども、あくまで問題点として、多分おっしゃりたい人というのが、もし法律的な論拠をつけるとしたら、そういうことなんだろうということなんです。

(石阪委員長)

そうなんでしょうね。だから9条自体を取ってしまうというような考え方。

(片野副委員長)

それでこの表現ガイドを役所の中の表現だけにしろということですね。

(石阪委員長)

一般には一切及ばないような。

(片野副委員長)

及ばないような形で出してくださいと。だから出したほうがいいということをおっしゃっているわけですよ。

(松本課長)

一方で、これは区民や企業にも広めたほうがいいというようなご意見もあります。委員会の中でも、たしか、これは企業でも活用をというようなお話がありました。

(石阪委員長)

皆さん、そうおっしゃったような気がしたので。

(松本課長)

徳永委員からも、企業に対して過度に制限をかけることにならないかというようなご意見を前回いただいたところです。

(石阪委員長)

難しいですね。扱いがまず難しいですね、これはどうなのか。

(松本課長)

委員会の中では、ジェンダー表現を中心に、この表現は性別役割分担意識の刷り込みにつながってしまうのでやめようという

ようなお話をしてきました。

今後、法的な部分でまたご相談させていただくこともあるかもしれません。

(石阪委員長)

私もそれを危惧していて、区にも弁護士がいますので、相談しながらどうやって対応するかということになると思うんですが、ただ、先般、区長と会ったときは、物すごくこれに対してはやる気でしたので、これは絶対にやりたいと。そういう考え方ですから、多分区だったら争うんじゃないかなと思います、場合によっては。

だからそうなったときに、なかなか難しいですね。法的な問題ですから、我々が中にコミットするのは難しいんですけども、皆さん、委員会として、この会議体として皆さんがどうお感じかということの一つ、ご意見として伺ってもいいかなと思いますけれども。

どうでしょうか、この問題。

(佐藤委員)

素人判断で申し訳ないんですけども、禁止するもの、もしくは制限するのは2種類あると思っていて、1つはワード、単語。ワードと、プラス必要なのが多分、目的論だと思うんですけども、どういう目的でそのワードが使われたか、この2つをちゃんと定めてあげる必要があるんじゃないかなとちょっと思いました。

例えば、「奥さん」とよく言いますけれども、昔は全然問題なかったのに、今はだんだん、奥という言い方がどうなのと、家内じゃなくて、妻じゃなく、奥さんという言い方が気になる人もいるぐらいなので、やっぱりワードもだんだん時代とともに変わってくるので、そういう意味でいうと、単語だけを規制するようなやり方ではなくて、目的がどうだったかということまで、

何かアドバイスしてあげられるようなことの内容になっていればいいのかなど、ちょっと思いました。

以上です。

(石阪委員長)

はい。ほかはどうでしょうか、ご意見ですけれども。

(片野副委員長)

実は私、これはすごく助かった事例なんですね。例えば何かを作ったりするときに、やはりこういう基準みたいなものがあると、例えばチラシ1枚作るときでも、実は私、この間大きなイベントをやっていて、デザイナーさんがあげてきたものに、やはりジェンダーの偏りとか、この視点で見ると、これはちょっとエヌジーだなと思うことがあったんですね。

そういうことをしていくうちにやはり皆さんの意識も変わってくるのかなと。やはりチラシを見ても、子どもから高齢者まで全部映って、男女が両方映ってと、登場人物が倍ぐらいになっちゃったんですけども、でもそこまでやっていくことが多様性、皆さんを受け入れているイベントであるということが分かるので、やはりこういう細かいところに、こういうものがないと気がつかないというのも、たまたまこれをやっていたから私も気がついたところがあるので、こういうものがあることは決して、表現の自由を侵害しているふうには私は取らない、取れないですね、一般区民としては。だからあったほうが良いという意見。

まだ私はパブリックコメントを書いている、あしたから書こうと思っているんですけども、これは書かせていただこうかなというふうに思っています。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

ほかはご意見いかがでしょうか。

(小川委員)

私もせっかくここまでまとめられて、丁寧に出来上がっているものを利用しない手はないと思うんですよね。やはり何らかのときに、こういう目安となるものがあって、それ以上奥に入りたい方はプロの方にご相談なり何なりして、その手前で大概、生活は繰り広げられているので、そうしたときに、あ、あのときはこうだったわねという物差しの、バロメーターとして利用するということはすごく便利かと思います。

(石阪委員長)

皆さん、やはり民間の方も便利だというご意見が多いですね。これがあると、例えば自分たちで何か広告を出す、広くイベントを開く、そういうときに、例えばこういう表現は使ってはいけないんじゃないかと、難しいんじゃないかと。区のほうがある程度ガイドラインを持っていれば、それに合わせてすることができる、こういうご意見もあります。

むしろ逆に、広く民間の中で活用したほうが良いというご意見ですね、お二方とも、恐らくね。

(小川委員)

安心して使えるということです。

(石阪委員長)

そういうことですね。

ほか、委員の皆さん、どうですか。

ただ、逆の考えの方もいますかね、どうなんでしょうか。こういうものが民間の中で流れてくると、一方で、自由な表現というものができなくなってしまう。表現活動に支障を来すという方も恐らくいらっしゃるのかもしれませんが。

先ほどあったように、いろいろな言葉の問題もありますから、この言葉は使えない

と。特に漫画とかアニメもそうですけれども、たしか、その団体の方もそうだったと思うんですが、自由な表現に困ってしまう、この表現が使えないと別の言い方をしなければいけない。エンターテインメントの世界では、やはりこういったものというのは、逆に我々の活動を縛るものだというような解釈もできるのかもしれませんが。

そのあたりをどう捉えるかということですね。どうでしょうか。水野さん、どう思いますか。

(水野委員)

言われてみればという感じなんですけれども、やはり区で運用する部分ではいいのかなと思うんですけれども、民間で出している写真とか、そういう表示、絵画のものとか、指摘されると使えないんじゃないかというふうに思ってしまうと、そういう経済的な影響もかなりあるんじゃないかなと思うと、区で、この表現ガイドは、こういうのを案として民間でぜひ使っていていいと思うんですけれども、こういうふうに努力義務化というふうに示されると、民間として困られる方もいらっしゃるのかなというのは、ちょっと思いました。

(石阪委員長)

この9条のことですね。

(水野委員)

9条ですね。

(石阪委員長)

そういうご意見、特に表現をされる側のほうのご意見としては恐らくそういった、表現の規制につながると、こういった意見も出てくるのは考えられるということですね。

ほかはいかがでしょうか。これは決着はなかなかつきづらい。この場ではどうにもならないですが、むしろ皆さんのご意見を

いただきたいなと思いますが、皆さんどうですか、ご意見で構わないです。どちらの立場に立つかにもよるんですけども。

(小島委員)

私もふだん国の仕事をしていますので、企業側の意見と、こちら、国からのメッセージの伝え方とか、あとは求職者側からの捉え方とか、それぞれの違いがどうしても出てきますので、そこをどこですり合わせていくかというのが多分難しいところだと思うんですけども、ちょっと個人的な意見かもしれませんが、やはりこの第9条をもう少し変えられるのであれば、柔軟な表現にできる場所があったら、それで企業が受け入れてくれるのかは分かりませんが、その辺のすり合わせができたなら、もう少し違うのかなという感じがいたしました。

以上です。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

ちょっと全員に聞いてみましようか。平井さん、どう思われますか、この問題。

(平井委員)

私たち、出前授業とかをやるときに、こういったことも参考にさせていただきたいという意見を前回申し上げたんですけども、というのは、民間でそれと似たような事業をされている方のお話を聞いても、もうそちらの方のほうが、もっと前からこういった表現に気をつけてやっていますというようなことがありましたので、やはり今こういった多様性とか、昔はなかったけれども、今はどんどんそういうことが考え方として取り入れていくような風潮にあると思うんですね。ですから、必要は必要になってくるんじゃないか。あったほうが、すごく参考になるということもあります。

ただ一方、表現の自由というのもすごく微妙な問題で、どこまでがどうなのかといったところというのは、これから多様性が重視されていくので、その刷り込みに陥らないためのこういったガイドの必要性ということと、表現の自由のバランスが、どちらも取っていくのかということではなかなか難しいところではあるかなと思うんですけども。

あと、一つ思ったのが、9条のところ、「何人も」というのがちょっと強い感じになるのかなというのがあって、法律用語できつと何人もと、前の条文なんかも出ていますけれども、小島委員のおっしゃったように、例えばそこを柔軟な表現になるなら、例えば区長が推奨していくとか、そういう表現だったら、多少強制力が。

(石阪委員長)

主語が、要するに区民全員がという意味ですもんね、「何人も」だと。

(平井委員)

となっていますから、主語を区側のほうに変えることによって、区の努力義務とかいうことになるかもしれないなど、ちょっと思いました。

(石阪委員長)

簡単にいうと、これを変えるか変えないかは別として、もっと区の発信する情報についてはということであれば問題ないだろうと、そういうことですね。

(平井委員)

そうですね。

(石阪委員長)

民間の活動を奪うわけではなくてと、そういうことですかね、恐らく。

(平井委員)

そうですね。私は表現ガイドはあったほうが良いとは思いますが、いろいろ

な立場の方がいらっしゃいますので、それを考えると、そういったことも一つかなと思います。

以上です。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

田中さん、いかがですか、どう思いますか。

(田中委員)

気にされる方は気にするんだなというふうに感じるだけです。

(石阪委員長)

私もどちらかというところそういう感想です。

(田中委員)

そうですね。ああ、そうなんだという、私はそういう印象しか持たなかったです。

表現の自由であれば、ここ、いいんじゃないかなというところも含め、いいんじゃないかな。

気にされる方と気にされない方の違いだと思うので、そこまでという気もしますが、易しい表現とかいう気遣いとか、そういうのも必要なかなという思いがないわけでもありません。そんな感じです。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

山下さんは。

(山下委員)

私もどちらかといえばそういう感じなんですけど、丁寧に書いていただいている、ここまで気にする必要ないんじゃないかなと、正直私も思ってしまうので、ちょっと堅い感じで書かれると、どこからどこまでのというのがちょっと、そこまで気にしなくていいんじゃないかなというほうの側なので、そこまでしなくてもいいんじゃないかなというのもあったりするんですけど、やはり企業とか、そういう方とかいうのは

揚げ足じゃないですけども、そういうのを探して、見つけて言うのかなと思ったりして。

ただ、田中さんと同じような感じで、気にする人は気にするんだなという、人それぞれの価値観と考えると思うので、何とも一概には言えないですよというふうに思いました。

(石阪委員長)

9条自体は別に否定されるようなものではないということですかね。

(山下委員)

はい。

だけど、堅苦しく書かれちゃうと、基準がちょっと分からないのかなというのも思いました。どこからどこまで、こうやって書いてはあるけれども、気にはするけれども、どこまでいいのというのが、ちょっとやりわり分かりやすく書いていただいたほうが。

(石阪委員長)

これを見ても分からないですもんね、取りあえずは。

(山下委員)

私たちはここで決めたり何だりというのかできるからいいんですけども、企業の方にこれをばつと渡したときに、こうやって書いてあるけれども、これはどこまでいいのというところで思うと思うんですよ。そのときに基準が、ここまでだったらいいいですよというのが言えるラインがあるのかなのかで、やりやすさ、やりにくさというのが出てくると思うんですよ、一般企業の方というのが。そこをだから、堅苦しくとか、こういうふうにちゃんと丁寧に記載しないと分からないとか、そういうふうにしなきゃいけないという手前もあるんで、どこまで言葉を崩して、文章を

載せなきゃいけないと、そこも突っ込む方とかもいらっしゃるんでしょし、難しいところですよねと思いました。

(石阪委員長)

ありがとうございます。

亀田さん、どうでしょうか。

(亀田委員)

私は、このあだち公的表現ガイドは、個人的にも全然問題ないと思いますし、あとは民間企業に勤める立場としましても、この内容のことは多分、最低限、頭の中に置いて日常生活を送っていることかなと思うので、本当に問題はないと思います。

ただ、こっちの条例については、ちょっと自分もそんなにちゃんと読み込めていないのと、専門用語というところが私もいまいちよく分からないので、そのあたりはまた改めて勉強させていただきたいなと思います。

(石阪委員長)

一通り、皆さんにご意見を伺いましたけれども、公的ガイドのほうは、恐らく皆さん、普通にお配りしてもいいんじゃないかと、前回のご意見と同じだと思うんですが、条例については引っかかる方がかなり多かったのかなと。

特に、やはり主語が「何人も」と、つまり民間も一般の個人も含めて、全部これを守らなきゃいけないということが恐らく強過ぎるんじゃないかというご意見だと思うんですよ。こういうご意見だったと思います。

いかがでしょうか。

(小川委員)

「何人も」を外しちゃいけないんですか。

(松本課長)

そうですね、対象が誰か……

(石阪委員長)

そうですね、対象が誰かが。

(小川委員)

すんなり入る箇所と、この9条に関しては、その「何人も」というのがすごく、そのくだけがあるだけで違和感が。

(石阪委員長)

例えばこの上の8条なんかを見ても、暴力は何人もしちゃいけないみたいな、その流れで来ているわけですね、区民全員が。

(小川委員)

そうですね、だからなくても……、そうすると、一時的ですけれども感覚を、強く反撃能力を目覚めさせなくて済むんじゃないかなと思いますけれども。

(石阪委員長)

そうですね、そういうご意見もあるでしょうね、「何人も」が強過ぎる。

(松本課長)

今、係長が調べてくれて、うちの9条に関するようなものと、他自治体でも、豊島区や、栃木県、長崎県、八王子市、静岡市、大阪市など、やはり同じような条文が、どの男女共同参画の条例にも入っている。

豊島区の条文は今持っておりますので書き方を見ますと「何人も、公衆に表示する情報において、性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない」、こちらの記載の方がより包括的で、足立区は具体的に書いてあるという部分に違いがあります。

(石阪委員長)

そうですね、「もしくは連想させる表現を行い、過度の性的な表現」と、かなり表現に関すること。

(松本課長)

豊島区のように、例えば「性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配

慮しなければならない」という書き方ですと、弁護士の先生方、これはどうでしょうか。

(石阪委員長)

よりアバウトになりましたけれども。規制するようなイメージは、あまりなくならないのかな、どうなんですか。

(松本課長)

より分かりにくくなりますがいかがでしょうか。

(石阪委員長)

分かりにくいのは分かりにくい。要するに何なんだと。

これは駄目ですか、先生。

(徳永委員)

「配慮しなければならない」というのは、言い換えれば配慮義務と読めます、自然な感じでは。

(松本課長)

もっと強い感じになりますか。

(徳永委員)

ただ、禁止の、抵触行為に対する罰則みたいなのではないですね。

(松本課長)

ありません。

(徳永委員)

だからそれできっとクリアするんでしょうけれども、今、こっちは努力義務だから、直接規制になっていないというところで問題はクリアできると思うんですけども、より直接的で強く、かつ、性別等に起因する差別を助長する……

(松本課長)

「起因する人権侵害を助長することのないよう」。

(徳永委員)

どれがそれで、どれがそれじゃないのか、多分相当分らないと思うんですよね。

(松本課長)

より分かりにくくなっています。

(徳永委員)

だから、僕がやる行為はこれに抵触してしまうのか分からないんだったらやめよう、それが萎縮効果なので、よりよくはない。消極的になっちゃいますけれども。より問題になりやすいかなと。

(石阪委員長)

橋本さん、どうですか、今の豊島区のは。

(橋本委員)

「配慮しなければならない」、配慮の義務が出てきちゃうので、努力義務より、さらに一步進んでいる話になるので、そういう意味では、まだこっちのほうが、「努めなければならない」というほうがやんわりというイメージはありますし、仮に、どういう趣旨かは分からないですけども、そのパブリックコメントというのが、結局そういう表現をしたいということなのか、極端な話、過度な性的な表現を行いたいから、そういうことをおっしゃっているのか、その辺が私もよく見えないなど。

(石阪委員長)

恐らくそういうことじゃないかな。

(橋本委員)

ただ、それをやったから、じゃ、それがこの条例に違反してどうこうという話でもないし、罰則とかいうことでもないの、それが果たして、本当にそういう表現をしたいという方は別にすればいいと思うしという感じだと思うんですけども。

(石阪委員長)

過度の性的な表現がしたいどうか分からないですけども、少なくとも表現に対して何らかの規制が加わることをよしとしないという方はいらっしゃると思うんですよね。だからそのあたりかな。

例えばこのガイドラインを見ても、こういふことで規制されるんだったら、逆にいうと、我々の活動や表現というのは、かなり影響が出てくるというふうに思うんじゃないですかね。

今のお話ですと、他の自治体にもこれに類するものがあると。足立区もその同じような、表現は多少違うにしても、これに該当するものがあるということですから、それも一つ残すための論拠にはなるのかもしれない。別に足立区だけが特別なものをつくっているわけではないということですよ。

しかもこれは罰則規定がないんですよ、実は男女共同参画の条例は。どこにも何一つ、例えばこれを犯したら罰金幾らとか、そういうことは一切ないので、これは努めなければならぬと。もし努めなかった場合、だからといって何かペナルティーがあるかという、特にないということもありますから、削除するということまでいくのかどうかですね。これはちょっと分からないですけども。

(松本課長)

皆様のご意見を参考にしながら、今後どうするか。条例については、また来年度の委員会でもお話ができると考えております。

(石阪委員長)

私もこの条例ができたのはかなりもう前なんですね、実は。平成15年、10年ぐらいたっているんですね。ですから、ある程度、表現、中身の見直しであったり、例えばタイトルも、足立区男女共同参画社会推進条例。今、最近では条例ははかなりいろいろな名前にしてみたりとか、表現もあります。例えばジェンダー平等にかかるとか、あるいは性の多様性の問題も実はありますから並べて表記するというような形も

出てきています。

条例の見直しについては、次年度に持ち越すことに多分なると思うんですが、たまたま皆さん、お気づきの点等がありましたら、特に委員を留任される方がいましたら、ぜひ、また問題提起いただければと思います。

この件については、区当局のほうで対応していただくということになりますが、皆さんからいただいたご意見については、参考にさせていただくことにします。

2 男女参画プラザ講座業務委託に関する 3月期評価（下半期）

(石阪委員長)

ちょっと話を一旦ここで区切って、いかがでしたでしょうか、評価のほうですけども、お願いできますでしょうか。

(秋谷主任)

大変お待たせしました。

評価について、評価評定集計表を皆さんのお手元に配らせていただきました。

こちら、それぞれお手元の左上に小さくアルファベットが手書きで入っているかと思うんですけども、そこのアルファベットの文字がご自身の委員さんの評価いただいた欄になっておりますので、合っているかどうかも含めてご確認いただければと思います。

そして、この中で、集計表の右側の数字のほうに平均値ということで、集計した結果になっております。

こちら、ちょっと縦列、横列、繰上げ、繰下げがありますので、若干数字の誤差がありますけれども、最終的に合計で67点と、委員さんの評定で67点という数字が出ておまして、下の2段目の丸ポツの区のほうで、それぞれ5と入っておりますけれども、

ここで20点がございますので、評定としては、67点プラス20点ということで、87点の評価数字が出ております。87点ということは、90点までがB評価ということになりますので、今のところ、B評価という形の数字が出ております。

(石阪委員長)

よろしいでしょうか。

1つ、斜線がついているのは、これは何ですか。オーイーのところ、これはゼロ点ということ。

(秋谷主任)

これは人選の評価ができないということ。

(石阪委員長)

評価不能ということですかね。

(秋谷主任)

評価不能というところで。

(石阪委員長)

では配点としては零点ということにしてあるわけですね。

(秋谷主任)

はい。

(石阪委員長)

ということですか。

一番低い方が50点、一番高い方が80。

それでは、特に皆さん、ご意見がなければ、この素点を基に評価をして、平均が67ということになりました。

ですので、一応、継続には問題ないということよろしいですか。

(秋谷主任)

はい、B評価というところで。

(石阪委員長)

B評価。

(秋谷主任)

Bですね。

(石阪委員長)

Bですね、B評価。これはBにプラスとかマイナスとかはつかないんですか。

(秋谷主任)

ないです。

(石阪委員長)

ないですね、BはBですね。B評価ということですね。かなり高い評価だと個人的には思いますけれども、ですので、この委員会としては、次年度以降も継続して、頑張っていたきたい、こういう意思表示がなされたということにさせていただきます。

ありがとうございました。

はい、それでは事項でいうと、公的ガイド、それから男女共同参画行動計画については、よろしいでしょうか。

それでは時間が少しありますので、最後ということもございいますから、お一言ずつ、この2年間の感想であったり、あるいは気づきのようなものでも構いませんけれども、手短にお話しただいて、今年度の会議を終了とさせていただきたいと思います。

今度は水野さんからしましょうか。ちょっと期間としては短かったですけれども、いかがでしたでしょうか。

(水野委員)

私も本当に1年足らずの委員だったんですけれども、こういう表現ガイドですか、様々、皆様の意見を伺って、勉強になりました。

私がいろいろ受けている区民の方からの相談と具体的な内容と、こっちの今進めていることが合致するかというと、なかなかそれが具体的に問題解決につながらないようなことはまだまだたくさんあるんですけれども、私自身も、主婦もやっていますし、女性の視点でいろいろ大変なところはあるんですけれども、こういうところから一歩一歩また進めていかれるといいのかなと思

います。

私もまた、委員として留任できるようにまた頑張ってもらいますので。

ありがとうございました。（拍手）

（佐藤委員）

私は、2年目で、2年間いろいろ、本当に知らないながら、皆さんに教えていただきながら、やってこられたのは、すごく満足しています。

いつも自分で思っていたのが、なるべくほかの方が言わなかったこととか、違うことを言おうと思って、場のテーマから外れてしまったこともあったかもしれないんですけども、ただ、発言できたこと、発言させていただけたことは、すごく感謝しています。ありがとうございました。（拍手）

（亀田委員）

ありがとうございました。私もふだんの仕事とは違う場で、本当にいつも勉強させていただいて、ありがとうございます。

私はここで学んだというか、意見をたくさん教えていただいたり、こういったことをまた自分の社会人生活の中でも生かしていけたらいいなと思っているので、引き続き、こういったところにいつも自分の気持ちを置いて、考えながら生きていきたいなと思っています。ありがとうございます。

（拍手）

（橋本委員）

私のほうは途中から参加ということで、かなり短い期間ではあったんですけども、ふだん聞きなれない、片仮名の言葉が非常に多くて、正直、最初は分からなかったところもあったんですが、非常に勉強させていただいて、今後の人生に役立てていければなというふうに思っています。ありがとうございました。（拍手）

（山下委員）

私も2年間、1期終わり、いろいろ知らないことも本当にいっぱいあって、自分もいろいろ勉強させていただいたのもあったんですが、当事者の、シングルマザーの当事者として、こうやって皆さんがいろいろ考えて、いろいろしてくれているんだなということを経験して、すごく実感しまして、すごくありがたいなと、これからももっと、自分のその立場になって、こうやって発言できる場所に環境にいるので、そういう人たち、この暴力のDVとか、そういうマナー講座とか、そういうやつも、私は実際知らなかったんですね、その当時は。だからそういう方ももっといらっしやると思うので、どうやったら周知できるのかというのをこれからちょっと学ばせていただこうと思っています。

来年度もいる予定なので、よろしく願いします。（拍手）

（田中委員）

2期4年務めたと思います。

この資料3の14ページにもあるように、PTA小P連合会に占める女性の会長の割合が、今16.5と、まだまだ少ないので、どちらかといったら、まだまだPTAのほうも男性社会なのかなと。

また、校長先生からも、女性よりは男性という言葉一度聞いてしまったので、そこは、どうよ、足立区のトップは誰なのよと言ってやりたいなというのを、これは発言が載るので、見ていただければと思いますけれども、ちょっとそれはどうなのかなという発言、トップが言う言葉ではないなということもありましたので、ただ、中P連への審議会に推薦をお願いしますという文言のほうにも女性限定と書かれていたのもちょっとおかしいのかなと、どうなのかなというのを感じながら参加したところで

はありますが、いろいろ学べることであり
ましたので、ちょっと私は今年度で終わり、
PTA会長のほうも子どもが中学校を卒業
しましたので、終わりになります。

今度、区民の方々、自分もそうですけれ
ども、地域の方のお役に立てることに生か
せればなと思っております。ありがとうござ
いました。（拍手）

（平井委員）

私はふだん、会社さんの支援を仕事にし
ておりまして、ワーク・ライフ・バランス
ですとか、女性活躍推進の支援とかが割と
多いんですけども、その働いている年代
の方を対象にいつも大体考えざるを得ない
ので、その範囲で考えていたんですけども、
こちらの委員会に参加させていただいて、
いや、それは働く年代になる前の教育
の問題もあるし、あるいは定年した後、
割と男性の孤立化が足立区は多いというよ
うなこともこちらのほうで学ばせていただ
きまして、視野が広がったということを感じ
ております。

来年以降はちょっと分かりませんが、
またこちらでいろいろな情報もいただ
いて学ばせていただきましたので、これか
らの自分の仕事にも、足立区にも役立てて
いけたらと思っております。ありがとうござ
いました。（拍手）

（小川委員）

平井委員の、さらに職場で言えば、その
上の考え方で今までずっとここに入るまで
は通してきました。いわゆるコストの面と
か、そういうことを考えて、あ、ここが悪
ければ、ここをカットして、ここをつなげ
てと、そういう即効性がある、そういうよ
うな社会の見方をしてきました。

私、2期を務めさせていただきまして、
4年になりまして、本当の身近な、私も年

寄り、私のほうも年齢はかなりいつていま
すけれども、それでももっと高齢者の、そ
の高齢者に対する介護とかジェンダーの問
題とか、およそ私の生活には無縁だったん
ですけれども、皆さんのご意見とか、いろ
いろな資料を拝見させていただきまして、
もう全部つながりがあって、なおかつそこ
に私の目や生活が行き届いていなかった無
能さといいますか、そういうのに気づかさ
れ、大変お勉強させていただきました。

これからもまだまだ、特にジェンダー問
題なんかは根深いものがあり、それに絡む、
また貧困、これは足立区が抱えても抱えき
れないほどの大変な問題なんですけれど
も、少しずつ、私、この4年間で感じたことは、
何となく、今の桜じゃないですけれども、
少しずつどこかで私たちが意見を出して、
区長が相談に乗ってくださって、やろうと
おっしゃってくださった、そういうものが
膨らみ出してきているようなきざしは、私
の中で感じる事ができまして、それがす
ごくうれしいです。

今後ともどうぞよろしく願いいたしま
す。（拍手）

（小島委員）

1年間ありがとうございました。ふだん、
女性の方を支援する立場で、また、セミナー
とかも私のほうで企画したりいろいろや
っている関係で、今回こちらのほうに参加
させていただいたことで、足立区様がす
ごくこういった分かりやすいリーフですとか、
取組をされているということで、大変勉強
させていただきました。

また、お会いする機会がありましたら、
ぜひよろしく願いいたします。（拍手）

（徳永委員）

今年で5年目、4年目、ちょっと忘れて
しまったんですけども、結構長く委員を

やっているんですけども、学識経験者枠で入ってきているんですけども、あまり明るくないテーマなので、自分の学識を發揮できないまま5年がたち、ただ、最後にようやく、表現の自由が問題になって、これは自分の得意分野なので、やっと学識が發揮できる時が来たなと思って、最後、委員長とも激論になったんですけども。

ちょっと皆さんのご意見とかも聞いていて、お伝えしたいことがあって、やはり表現の自由という問題と差別の問題はかなり激突する場面が多いんですね。それはヘイトスピーチの問題とか、あと今回のような問題とか、アウトティングにも多分そういう問題が生じると思うんです。

この中、よく2項対立が起きがちなので、やはりすごくそれは悲しいことだなというふうに思うんですけども、分かっていたきたいのは、2つのどちらも基本的人権とされているものなんですけれども、どちらも大切な権利であるということをいま一度、ご承知おきいただきたくて、いずれも個人の尊重という憲法の基本理念を達成するための必要な基本的人権でありますし、表現の自由というのはとりわけ尊重されていて、やはり今、大陸で起きているようなことを見ても、どうもそれが保障されていないような国々とかを見ていただくと、多分その大切さがいま一度お分かりいただけると思うんです。

片や、もちろん差別の問題も、それもマイノリティーを置いていかない、個人の尊重の問題だし、どちらの権利もそれぞれ私たちが国や地方自治体の民主主義に参画していく上で重要な権利ですので、なので、この難しい問題だということをいま一度お分かりいただいて、ただ、直感的にこの表現が、よくない表現だから制限するという

安易な考えに流れないでいただいて、いろいろな難しい問題があるんだということをお分かりいただければというふうに思います。

もし来年——5年目だと来年はおのずとあるんですかね、分からないですけども、来年もっと活躍できればと思っております。どうもありがとうございました。（拍手）

（片野副委員長）

私も正直、何年目だったか忘れてしましまして、3年目じゃないか、4年目どっちでしょうか。3年目だと思います。

この委員会、ほかのいろいろな委員会にも参加させていただいていますけれども、非常に議論が活発で、毎回お勉強させていただいたということを自分で思っています。

女性団体連合会というのは女性の意見が集まってくる場所でもありますので、本当に昨日もなんですが、介護を、前にこの委員をやっていた方が、家族で介護する方の相談を受けているNPOをやっています、見たら、半分以上が男性の方が参加者だったんですね。すごく変わっているんだなと。今、お連れ合いの看病をされているんですね、介護をされている方たち。

やはり男女共同参画は物すごく幅広くて、いろいろな側面があるので、一つに絞って討議するのは非常に難しい。でも、絶対になくなっちゃいけないものだと思うんですね、この検討する場が。

ですので、私は来年もこちらに参加することができたら、やはりそれを学ばせていただいて、それを区民の活動と結びつけていくようなことをしていきたいなというふうに思っています。

この委員会に出て一番うれしかったのは、今日、8次の計画書にジェンダー平等とい

う言葉が使われていて、とてもうれしかったです。男女共同参画は分かりづらいということをお伝えして、幾つか意見も取り入れていただいて、こうやって自分の意見が形になってくる場というのは非常に大切、区民にとっても非常に大切な場ですので、もう本当にこれからもこういう委員会であっていきなと思うので、皆さん、本当にありがとうございました。学ばせていただきました。（拍手）

（石阪委員長）

それでは最後になりますけれども、私が多分一番長いんですかね、私がまだ未来大にいたときですから、かなり前にこちらの席に座らせていただいて、議論をスタートしました。

当時は第6次から7次に移るぐらいのときだったので、足立区はまだワーク・ライフ・バランスにすごく注力していて、様々な支援をしていたわけですが、実はそれから様々な課題が出てきました。

足立区は、でも行動が早いですね、すごくね。パートナーシップとかファミリーシップ、あつと言う間にできてしまう、3か月ですね、正味。あれもできてしまいましたし、それから今回の計画も、本当にトレンドを全て盛り込んで、短期間の間でしたけれども、事務局の方にご尽力いただいて、すばらしいものができたと思っています。

ただ、これだけボリュームがあるということは、それだけ男女共同参画に関わる問題というのは、どんどん広がってきています。私は常々言っているのは、男女共同参画部局だけが頑張るのではなくて、この施策の基本的には横串を差すようなイメージじゃないと進んでいかないと。ですので、どの部局、あるいはどんな人たちもこの男女共同参画に対する計画や決まりをみんな

が意識しながら行動していくと、そういった視点を持たない限り、なかなか進んでいかないなと思っています。だから、部局として頑張っても、なかなかこの計画というのを達成するのは難しい。

何よりも区民の皆さんのご協力がなければ、これは前に進まないの、これは様々な数値目標もありますし、いろいろな新しい視点も入っていますので、ぜひこれを今後は周知していただいて、それをどこかで活用していただくような、そういう活動につなげていただきたいと思います。

この場合は、どちらかというと言った皆さんからご意見をいただく委員会としてありますけれども、本日でこの委員の職を辞す方も多分いると思います。そういう方も一応援団として、この計画であったりガイド、このガイドもそうですけれども、いろいろな形で、こんなことを区はやっています、こんなことにぜひ協力してくださいということでご活躍いただければと思います。

私はまだどうなるか分かりませんが、恐らく足立区とはいろいろな意味で腐れ縁というか、埼玉に行ってからいろいろなところでお呼びいただいているので、僕は区民ではありませんけれども、また皆さんのコーディネーターとして、こういう形で活躍させていただければと思っています。

それでは私のほうは以上ですけれども、最後、せっかくですから課長にお話をいただきたい。

（松本課長）

皆様、1年間、また2年間お世話になった方々もありがとうございました。おかげさまで計画も表現ガイドもここまで完成させることができました。

これを掲げてまだ続けていきたいのです

が、人事異動がございまして、残念ながら、私は今日でこの委員会が最後となります。表現ガイドについても、アンコンシャスバイアス視点を入れてやっていくというのは、新しい取組になります。来年度、これをやれないのは非常に残念ではありますが、次の学務課では給付型奨学金ですとか、おいしい給食、給食費無償化等、様々な課題もございしますが、そちらでもジェンダー平等の視点を持って仕事ができたらいいなと思っております。

引き続き、皆様と一緒に足立区の施策を進めていきたいと思っておりますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

（石阪委員長）

そうなんですよ、ここまでつくっていただいて、完成を見ないまま、ほかのところにおいてしまうという、多分非常に残念だと思うんですけども、課長さんには本当にご尽力いただきました。いろいろアイデアを出していただいて、この間も調整もいただきました。

そういう中で、新しい方が4月以降は来られるということですけども、またぜひ違う部署に行っても、こちらのことを忘れずに思い出していただければと思います。ありがとうございました。

（松本課長）

ありがとうございました。

（石阪委員長）

それでは本日の議題ですけども、一応、以上で終了ということになります。

委員の皆さんから何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（小川委員）

これ、名刺サイズの、私、あえて2階の、毎回来るたびに違うお手洗いを借りるよう

にしているんですね。それで今日は2階を借りまして、いろいろな名刺サイズのご案内が置いてあったんですけども、その中の1枚です。

これは桜色に文字が3行、4行入っているだけなんです。これはあえて、「誰にも話せないことを話せる場所がある。」ただ、これだけなんです。よ。

ちょっとせっかく工夫して置いたのにもかかわらず、連絡先が中にびっしりと入っているんですね。やはり中の連絡先を一、二か所でもいいと思うんですけども、これを4行の文字じゃなくて、悩みポーズとか、涙のポーズとか、イラストとか、そういうので、眼鏡をかけなくても見える、感じる、そういうものに訴えることが少し、はっきり言って下手かなと思います。

私、法人会で広報委員長としてずっとやってきて、46法人会があるんですね。この中で1番になろうと思って先輩方がある程度の下地をつくってくれたので、せっかくだからナンバーワンにしようと思っいろいろ工夫したんですね。そんなときにイラストとか、まず仕事をやっているのに、こんなのいちいち読んでいられないよと言われた、そういう人たちの声をまず第一に吸い上げて、イラストをすごく入れたりとか、キャッチコピーを入れたりして、端的にやっていたんですね。そんなことから、少しこういうことに、まあ、きれいねと思って、中を素直に見ればいいだけのことなんですけれども、今日はそういうふうに思いました。

やはりせっかくお金をかけて作り上げるものだから……

（山下委員）

逆にそうしているんじゃないですか。逆にそうしていると思いますよ。

(小川委員)

だからそう思ったんですよ。思ったんだけど、その狙いは分かっていた、私も。分かっていた、その上で、やはりこれは年頃の、もしくはもっとデリケートな人たちに訴えるものだから、文字よりも、何かもっといいキャッチがあるんじゃないかな、皆様の頭脳を寄せ集めればと、私、そう思って、今マイクを使わせていただきました。

以上です。

(石阪委員長)

ご意見として承っておいて。

(松本課長)

お伝えしておきます。

(石阪委員長)

毎回、多分更新されていくと思いますので。

(小川委員)

たまたまこれがということだと思います。よくやっけていってらっしゃるとは思いましたが、特にこれは気になったものですから。

(石阪委員長)

こういうご意見があったということをお伝えいただければ。

ほか、委員の皆様からよろしいでしょうか。

4 事務連絡

(1) 来年度の委員会（予定）について

(2) その他

(石阪委員長)

それでは事務局のほうにお返しいたします。

(星屋主任)

では事務局より事務連絡をさせていただきます。

きます。

まず、(1) 来年度の委員会の予定についてというふうに記載があるのですが、来年度、令和5年度第11期の推進委員会につきましては、改めて各団体様に委員の推薦をいただきまして、委員の委嘱をさせていただきます予定です。

なお、委員会の開催時期については、6月頃からを予定しております。

次に謝礼についてのご連絡になります。

本日の謝礼については、配付しております口座振替書をご記入いただきまして、お帰りの際に事務局まで提出をお願いいたします。

それから、その他の資料としてお配りしている前回第6回の会議録につきましては、先日メールでもお送りさせていただきましたが、再度お目通しいただきまして、修正等がございましたら、事務局へご連絡をお願いいたします。

以上となります。

(石阪委員長)

それでは以上をもちまして、本日の委員会を終了とさせていただきます。

正味1年、半年、皆さんどうもおつかれさまでした。ありがとうございました。